

広島県が提供する航空レーザ計測に基づく森林資源データ（以下「本コンテンツ」といいます。）は、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」（PDL1.0）に準拠した利用条件の下で利用することができます。

PDL1.0 のうち、本コンテンツ独自の出典記載例等については、「PDL1.0 に関する重要情報」を参照してください。

航空レーザ計測に基づく森林資源データの利用に係る PDL1.0 に関する重要情報

PDL1.0 における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。

1) 出典の記載について

ア 本コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は、以下の例を参考にしてください。

（出典記載例）

出典：広島県森林資源データ（利用したデータの名称）など

イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。記載方法は以下の例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも広島県が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「広島県森林資源データ（利用したデータの名称）」を加工して作成

「広島県森林資源データ（利用したデータの名称）」をもとに〇〇株式会社作成 など

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

本コンテンツは、国土交通省中国地方整備局河川部水災害予報センター長（国中整水予第 34 号・平成 29 年 12 月 11 日承認）、広島県知事（令和 5 年広島県使用承認砂防第 224 号）、林野庁森林整備部治山課長（令和 6 年 12 月 17 日付け 6 林整治第 1377 号）及び林野庁長官（令和 6 年 12 月 17 日付け 6 林整治第 1378 号）の承認を得て提供を受けた航空レーザ計測データを基に広島県で整備したものです。

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

本コンテンツの一部には、以下の法令による制約がある場合があります。詳細は各法令を確認してください。

- ・ 本コンテンツと他の情報（氏名・住所を含む個人情報データベース等）を照合することによって、特定の個人を識別したコンテンツ利用を行う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいた個人情報の適正な取扱いが必要

となることに留意してください。

- 本コンテンツは、広島県が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に基づき、地域森林計画をたてる際の基礎資料として森林資源の現況を把握することを目的として作成したものであり、以下の点に留意してください。
 - 本コンテンツは、2009 年以降に順次実施された航空レーザ計測の成果を基にしたものであり、計測の実施時期等によってその精度が異なる場合があります。
 - 本コンテンツは、計測実施時点における森林資源の現況を示したものであり、本コンテンツを利用される現在における森林資源の現況、地域森林計画の対象とする森林の区域を示すものではありません。また、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。